

技能実習評価試験認定規程

平成 27 年 7 月 1 日
職業能力開発局長 伺定

1 目的

この規程は、出入国管理及び難民認定法第 20 条の 2 第 2 項の基準を定める省令（平成 21 年法務省令第 51 号）第 1 条第 2 号及び第 2 条第 2 号に定める技能検定に準ずる検定又は試験として技能・技術・知識（以下「技能等」という。）を評価する技能実習評価試験（以下「技能実習評価試験」という。）の認定等について定めることを目的とする。

2 技能実習評価試験の認定等

- (1) 厚生労働省職業能力開発局長（以下「能開局長」という。）は、検定・資格試験等名称の如何を問わず職業に必要な技能等の評価試験（以下「技能評価試験」という。）のうち、技能実習評価試験として適切なものを認定する。
- (2) 技能実習評価試験は、2 の（1）に掲げる技能等の評価のほか、技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示。以下「基本方針」という。）Ⅱの 5 の（1）ハ及び 7 の（3）イに掲げる技能等の評価を行うことができるものでなければならない。
- (3) 技能実習評価試験の認定（以下「認定」という。）、6 の変更の承認等、10 の廃止の届出又は 11 の認定の取消し等（以下「認定等」という。）は、この規程の定めるところにより、技能実習評価試験を実施する機関（以下「試験実施機関」という。）に対し、認定等に係る職種及び作業（以下「対象職種・作業」という。）ごとに行う。

3 認定の基準

認定の基準は、基本方針に基づき別表 1 に定めるものとする。

4 技能実習評価試験の整備に関する専門家会議

- (1) 能開局長は、基本方針に基づいて、有識者により構成する技能実習評価試験の整備に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催し、専門家会議を統括する座長を置く。
- (2) 能開局長は、次に掲げる事項を行うときは、専門家会議の意見を踏まえなければならない。
 - ア 技能実習評価試験の認定
 - イ 次に掲げる変更の承認（ただし、専門家会議の座長の意見を踏まえ承認することとされたものを除く。）
 - (ア) 試験実施機関の名称

- (イ) 技能実習評価試験の名称
- (ウ) 対象職種・作業の名称
- (エ) 等級の区分及び評価を受けることができる資格に関する事項
- (オ) 技能実習評価試験の評価の基準に関する事項

ウ 技能実習評価試験の認定の取消し（技能実習評価試験の運営に伴う被害が発生している等、緊急やむを得ない場合を除く。）

(3) 能開局長は、4の(2)の認定、変更の承認又は認定の取消しについて専門家会議を開催しようとするときは、その旨を事前に当該対象職種・作業を所管する省庁、法務省及び外務省に通知する。

(4) 能開局長は、専門家会議の運営等に関して別に定める。

5 認定の申請

(1) 認定を受けようとする試験実施機関は、技能実習評価試験認定申請書（様式1号）に、次の各号に掲げる事項を記載して、能開局長に提出しなければならない。

- ア 試験実施機関の名称
- イ 試験実施機関の代表者の氏名
- ウ 試験実施機関の主たる事務所の所在地
- エ 技能実習評価試験の名称
- オ 対象職種・作業の名称

(2) 5の(1)の申請書には、原則として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 認定を受けようとする試験実施機関の定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずる規程等及び登記事項証明書
- イ 申請を行う日の属する事業年度の前年度末現在における財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- ウ イと同時期の会計の監査の結果を記載した書類
- エ 技能実習評価試験を実施することとして作成された、技能実習評価試験を開始しようとする日の属する事業年度における事業実施計画書及び当該申請に係る収支予算書
- オ 認定の申請に関する意思の決定を証する書類
- カ 技能等を評価するための公的な技能評価試験であることを証する書類
- キ 技能実習評価試験の実施に関する規程（以下「技能実習評価試験実施規程」という。）
- ク 一般向け技能実習評価試験の実績を記載した書類
- ケ その他能開局長が提出を求める書類

(3) 5の(2)のキの技能実習評価試験実施規程は、次のアからサに掲げる事項を記載したものでなければならない。

- ア 等級の区分及び評価を受けることができる資格に関する事項
- イ 技能実習評価試験の評価の基準に関する事項
- ウ 技能実習評価試験の受検の申請等、技能実習評価試験の実施の方法に関する事項
- エ 技能実習評価試験の目的及び実施主体の名称等に関する事項
- オ 技能実習評価試験の実施回数及び実施場所に関する事項

- カ 技能実習評価試験運営のための組織に関する事項
- キ 合格者の判定、登録及び証明に関する事項
- ク 帳簿及び書類の保存に関する事項
- ケ 公正な技能実習評価試験の実施を確保するための秘密保持に関する事項
- コ 技能実習評価試験の受検料及びその他評価を受けようとする者から徴収する費用並びに収納方法に関する事項
- サ その他技能実習評価試験の実施に関し必要な事項

6 技能実習評価試験の変更の承認等

- (1) 試験実施機関は、技能実習評価試験について、5の(1)のア(合併等による組織形態の変更の場合)、エ、オ及び同(3)のア、イの内容を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した技能実習評価試験変更申請書(様式2号)を提出することによって申請し、専門家会議の意見を踏まえ、能開局長の承認を受けなければならない。
- (2) 能開局長は、6の(1)の規程に関わらず、5の(1)のア(合併等による組織形態の変更の場合)及び同(3)のア、イの内容の変更のうち別表2に掲げるものについては、専門家会議の座長の意見を踏まえ承認することができる。
- (3) 試験実施機関は、5の(1)のア、イ、ウ、同(2)のア及び同(3)のウからサまでの内容を変更したときは、変更の内容、時期及び理由を記載した技能実習評価試験変更届(様式3号)を能開局長に提出しなければならない。なお能開局長は、この場合において変更の時期等について調整を行うことができる。

7 試験実施計画書の提出

試験実施機関は、各事業年度開始前に、当該事業年度の技能実習評価試験実施計画書(様式4号)を能開局長に提出しなければならない。

8 試験実施状況報告書の提出

試験実施機関は、各事業年度終了後、遅滞なく、技能実習評価試験実施状況報告書(様式5号)を能開局長に提出しなければならない。

9 資料の提出等

- (1) 能開局長は、必要があると認めるときは、試験実施機関に対し、技能実習評価試験の実施に関する資料の提出又は運営状況の説明を求めることができる。
- (2) 試験実施機関は、能開局長から9の(1)の資料の提出又は運営状況の説明を求められたときは、遅滞なく、能開局長に提出又は説明をしなければならない。
- (3) 能開局長は、提出された資料又は運営状況の説明に関し必要がある場合は、主たる事務所若しくは試験実施場所を訪問し、技能実習評価試験の実施に関し、資料を閲覧し若しくは資料の提供を受け又は改善のための指導を行うことができる。

10 技能実習評価試験の廃止届の提出等

- (1) 試験実施機関は、技能実習評価試験を廃止しようとするときは、当該対象職種・作業を所管する省庁の承認を得た上で、技能実習評価試験廃止届（様式6号）を能開局長に提出するとともに、能開局長の指示する方法により、その旨を周知しなければならない。また、能開局長は速やかに専門家会議へこの旨を報告しなければならない。
- (2) 能開局長は、10の（1）の技能実習評価試験の廃止届が提出されたときは、当該対象職種・作業を所管する省庁及び法務省と協議し当該技能実習評価試験を廃止する日を決定するとともに、試験実施機関に通知する。
- (3) 技能実習評価試験廃止届を提出した試験実施機関（以下「廃止試験実施機関」という。）は、当該対象職種・作業を所管する省庁の指導を受けながら、10の（2）の技能実習評価試験を廃止する日までの間、技能実習評価試験を実施するよう努めなければならない。
- (4) 廃止試験実施機関は、10の（3）により難い特段の事情があるときは、能開局長に申し出るとともに、当該技能実習評価試験に関する帳簿及び書類を能開局長に提出しなければならない。

11 認定の取消し等

- (1) 能開局長は、次のアからオのいずれかに該当するときは、試験実施機関に対し、それらの改善のため指導をすることができる。
 - ア 技能実習評価試験が、3の認定の基準に適合しなくなったとき
 - イ 試験実施機関が、6の（1）及び（2）に定める承認を受けることなく試験実施機関の名称（合併等による組織形態の変更を含む。）、技能実習評価試験の名称又は対象職種・作業の名称の変更を行ったとき
 - ウ 試験実施機関が、6の（3）及び7から9までに掲げる書類の提出を怠ったとき
 - エ 試験実施機関が、正当な理由がなく技能実習評価試験を実施せず、又は受検申込者に対し受検を拒否したとき
 - オ 試験実施機関が実施する技能実習評価試験に関して不正な行為が行われたとき
- (2) 能開局長は、9の（3）及び11の（1）の指導によっても、改善が行われなときは、専門家会議の審議を経た上で認定を取り消すことができる。
- (3) 能開局長は、11の（2）の規定にかかわらず、技能実習評価試験の運営に伴う被害が発生している等、緊急やむを得ないときは、11の（1）の指導を経ずに認定を取り消すことができる。この場合において、能開局長は、専門家会議の座長の意見を踏まえるものとする。
- (4) 能開局長は、11の（2）又は（3）の規定により認定を取り消すときは、当該対象職種・作業を所管する省庁及び法務省と協議し当該技能実習評価試験を廃止する日を決定するとともに、試験実施機関に通知する。
- (5) 認定の取消しに係る試験実施機関は、11の（4）の技能実習評価試験を廃止するまで

の間、当該対象職種・作業を所管する省庁の指導を受けて、技能実習評価試験を実施するよう努めるとともに、技能実習生を受け入れている監理団体等にその旨を周知しなければならない。

(6) 試験実施機関は、認定の取消しを受けたときは、当該技能実習評価試験に関する帳簿及び書類を能開局長に提出しなければならない。

12 認定等の報告及び公表

(1) 能開局長は、2の認定、6の(1)又は(2)の変更の承認、11の(2)又は同(3)の認定の取消しをしたときは、当該試験実施機関に通知する。

(2) 能開局長は、12の(1)に掲げる場合及び10の(2)の廃止をしたときは、試験実施機関の名称、代表者の氏名、所在地、技能実習評価試験の名称及び対象職種・作業の名称等を、法務省に通知するものとする。

(3) 能開局長は、12の(2)の必要事項を公表する。

13 関係省庁の報告等

(1) 試験実施機関は、6の(1)から(3)の変更をしたときは、当該対象職種・作業を所管する省庁に報告しなければならない。

(2) 能開局長は、2の(1)の認定をしたとき、10の(2)の廃止をしたとき、11の(2)又は同(3)の認定の取消しをしたときは、当該対象職種・作業を所管する省庁に通知しなければならない。

14 その他の事項

この規程に定めるもののほか、技能実習評価試験の認定等に関し、必要な事項は、能開局長が定める。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表1 (3 関係)

技能実習評価試験の認定基準

1 試験実施機関の適格性の要件

- ① 特定の職種・作業に従事する者全般を対象とする当該職種・作業に係る技能の評価を実施している団体であること。
- ② 対象職種・作業を専門とする者又は法人が組織する営利を目的としない団体であること。
- ③ 対象職種・作業の試験実施機関として、我が国の全域及び当該職種・作業に係る全ての作業を網羅していること。
- ④ 法律や定款上、技能実習評価試験の実施が可能であること。
- ⑤ 員外利用制限等がないこと。
- ⑥ 技能実習評価試験の継続実施が可能な財務基盤を有すること。
- ⑦ 技能実習評価試験の継続実施が可能な組織を有すること。
- ⑧ 技能実習評価試験の実施・運営にかかる事務を、試験実施機関に所属する役員又は職員が自ら行うこと。
- ⑨ 技能実習評価試験の継続実施のための施設・設備・専門家を確保する能力を有すること。
- ⑩ 営利を目的として技能実習評価試験を行うものではないこと。
- ⑪ 能開局長及び実習実施機関の要請に応じ、適切な時期(随時)に技能実習評価試験の実施が可能であること。
- ⑫ 能開局長及び実習実施機関の要請に応じ、適切な場所(全国)で技能実習評価試験の実施が可能であること。(出先機関又は協力機関、評価に当たる者の確保等)
- ⑬ 評価に当たる者の選任の方法が適切かつ公正であること。(原則として技能実習評価試験の評価を受ける者の雇用される企業の役職員が、技能評価課題の作成又は技能評価に携わっていないこと。なお、企業の役職員が携わる場合には、秘密事項を明確にする等措置を講ずること。)
- ⑭ 技能実習制度に係る監理団体又は実習実施機関ではないこと。

2 技能実習評価試験の対象職種・作業としての適格性の要件

- ① 技能実習生送出国のニーズに合致した職種・作業であること。
- ② 出入国管理及び難民認定法及びその他の法令上認定に適さない職種・作業でないこと。
- ③ 日本における当該職種等に係る技術・技能等が、技能実習生送出国より優位にあること。
- ④ 評価する技能に関し、等級区分及び受検資格の設定が可能であること。

3 基となる一般向け技能評価試験の要件

- ① 基となる一般向け技能評価試験が継続的に実施運営されていること。
- ② 当該職種を所管する省庁が承認する公的技能評価としての位置付けにあること。
また、我が国の当該職種等に携わる者及び当該職種等に係る業種に属する企業の大部分が、標準的な技能実習評価試験であることを認めていること。
- ③ 一般向けの評価実施の実績があること(作業毎に複数回実施の実績)。

- ④ 技能実習評価試験の内容と評価基準が適切であること。
- ⑤ 技能実習生を対象とする技能実習評価試験に活用できること。

4 技能実習生向け評価の内容及び評価基準に係る要件

- ① 技能実習制度の目的にかなう水準での技能、技術及び知識を評価するものであること。
- ② 評価には、学科と実技の双方を含むこと。
- ③ 出題は、日本語によることとし、内容は通常の実習生の日本語能力からみて妥当なものであること。
- ④ 技能実習制度に係る通常の実習期間に対応したものであること。
- ⑤ 技能実習制度の目的にかなう、実習の内容に対応したものであること。
- ⑥ 評価対象職種・作業についての一般的な作業方法が勘案されたものであること。
- ⑦ 客観的かつ公正な評価であること。
- ⑧ 前年度に実施した試験問題の一部又は全部及び技能実習評価試験の受検に必要な事項について公表することができること。

5 他の評価制度との調整に関する要件(職種が競合しない・水準が同程度)

- ① 技能検定との調整がなされていること。
- ② 既存の移行対象職種・技能実習評価試験との調整がなされていること。
- ③ その他関連する技能評価等との調整がなされていること。

別表2(6の(2)関係)

6の(2)の専門家会議の座長の意見を踏まえて承認することができるものは、次のとおりとする。

技能実習評価試験認定規程	変更事項	内 容
5(1)ア関係	○試験実施機関の名称(合併等による組織形態の変更の場合)	左欄事項の変更後においても、別表1の「技能実習評価試験の認定の基準」の適合性の判断に変更を及ぼさないことが明らかである変更
5(3)ア関係	○受検資格	各級の受検資格である期間の変更
5(3)イ関係	○評価の基準	次の事項の変更 原材料 製造方法・作業方法 機械・設備・器工具

(様式1号)

技能実習評価試験 認定申請書

厚生労働省職業能力開発局長 殿

年 月 日

申請団体名
代表者の職名及び氏名 印

技能実習評価試験認定規程6の(1)に基づき、技能実習評価試験として認定を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 団体の名称
- 2 代表者の職名・氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 技能実習評価試験の名称
- 5 対象職種・作業の名称

(様式2号)

技能実習評価試験 変更承認申請書

厚生労働省職業能力開発局長 殿

年 月 日

申請団体名
代表者の職名及び氏名 印

技能実習評価試験に係る事項の変更を、技能実習評価試験認定規程6の(1)に基づき、下記の通り申請します。

記

【変更内容】

項 目	変更内容
該当事項の□にVをつけて下さい。 5の(1) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> オ 5の(3) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ	旧)
	新)

【変更時期】 年 月 日

【変更理由】

【添付書類】

(様式3号)

技能実習評価試験 変更届

厚生労働省職業能力開発局長 殿

年 月 日

申請団体名
代表者の職名及び氏名 印

技能実習評価試験に係る事項の変更を、技能実習評価試験認定規程6の(3)に基づき、下記の通り届けます。

記

【変更内容】

項 目	変更内容
該当事項の□に√をつけて下さい。 5の(1) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ 5の(2) <input type="checkbox"/> ア 5の(3) <input type="checkbox"/> ウからサまで <input type="checkbox"/> その他	旧)
	新)

【変更時期】 年 月 日

【変更理由】

【添付書類】

(様式 4 号)

技能実習評価試験実施計画書 (〇〇年度)

年 月 日

1	試験実施機関名
2	職種及び作業名
3	実施日程 (初級、中級、専門級を区分して)
4	実施場所 (初級、中級、専門級を区分して)
5	受検予定者数 (初級、中級、専門級を区分して)
6	その他

(様式5号)

技能実習評価試験実施状況報告書 (〇〇年度)

年 月 日

1. 試験実施機関名	
2. 職種名	
3. 作業名	
4. 事業の概況	
1) 受検企業(団体)数	
2) 国別受検者数	

等級	受検者数 及び回数	再受検者数 及び回数	延べ受検者数 及び延べ回数	最終合格者数
初級	人 回	人 回	人 回	人
中級	人 回	人 回	人 回	人
専門級	人 回	人 回	人 回	人
合計	人 回	人 回	人 回	人

(注) 報告は作業毎にお願いします。

〇〇年4月1日から〇△年3月31日 実施分

その他

(様式6号)

技能実習評価試験 廃止届

厚生労働省職業能力開発局長 殿

年 月 日

申請団体名
代表者の職名及び氏名 印

技能実習評価試験を廃止いたしたいので、技能実習評価試験認定規程10の(1)に基づき、下記の通り届けます。

なお、廃止する時期については、連絡いただきますようお願いいたします。

記

【廃止する技能実習評価試験の名称】

【廃止理由及び希望廃止日】

【添付資料】

廃止を決定した団体の意思を証する書類